

山梨労働局職員【任期付任用職員】の募集について

山梨労働局では任期付任用職員として、民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する方を募集します。

1 職種

任期を定めた常勤職員

2 業務内容

- ① 雇用関係助成金（主に雇用調整助成金、キャリアアップ助成金、特定求職者雇用開発助成金等）の支給申請受付、審査、支給決定及びその他関連する業務
- ② 雇用関係助成金の活用勧奨のための事業所訪問及び助成金の活用にかかる相談対応
- ③ 雇用関係助成金の不正受給の疑いのある事業所への実地調査及び不正受給未然防止のための調査確認、周知
- ④ 雇用調整助成金センターの非常勤職員への教育訓練

3 募集人員

2名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

① 日本国籍を有しない方

② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又は

これに加入した者

- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第 81 条の 6（定年による退職）及び附則第 8 条に該当する方（採用予定日において満 62 歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則 8-12 第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和 9 年 3 月末日までとなります。

6 採用日

令和 8 年 4 月 1 日を予定しています。

7 勤務地

山梨労働局雇用調整助成金センター

（山梨県甲府市丸の内 2-16-1 甲府富士急行ビル 4 階）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は 8:30 ~ 17:15（1 日 7 時間 45 分）、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び待遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に

記載してください。

(2) 論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

〈論文の課題〉 (800 文字程度)

「雇用関係助成金の役割と、その業務へ携わることへの抱負について述べよ。」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1) 及び(2)については、1つの封筒に同封し、山梨労働局総務部総務課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、選考後不採用の場合は廃棄いたします。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください。

11 応募期限

令和8年2月10日（火）【必着】（持参の場合は当日17:00まで）

ただし、応募者が一定数に達したときには、応募期日前であっても応募を締め切る場合があります。

12 選考方法

【第1次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和8年2月17日（火）予定

通過したか否かに問わらず全員に連絡します。

【第2次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日は令和8年2月20日（金）又は2月24日（火）で実施予定

（詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和8年2月25日（水）～27日（金）予定

合否に問わらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

山梨労働局総務部総務課人事係 山本又は中村

住所：山梨県甲府市丸の内 1-1-11

電話：055-225-2850

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（276,300円～364,200円の範囲）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。
 - ① 扶養手当
扶養親族のある者に、子1人につき13,000円等が支給されます。
 - ② 通勤手当
交通機関を利用する者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高150,000円）が支給されます。
 - ・自家用車を利用する者等に通勤距離に応じた規定による定額と駐車料金。
 - ・片道2km未満の場合は支給されません。
 - ・マイカー通勤の場合、駐車場は自己確保となります。
 - ③ 住居手当
借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者で、一定額（16,000円）を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じて額が支給されます（手当月額上限額28,000円となります。）。
 - ④ 超過勤務手当
正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合には、1時間当たりの給与額に法定の支給割合を乗じた超過勤務手当が支給されます。
 - ⑤ 期末手当・勤勉手当（いわゆる賞与）
基準日に在籍している場合、在職期間等に応じた期末手当・勤勉手当が支給される場合があります。
 - ⑥ 退職手当
6か月以上在籍して退職した場合に支給される場合があります。